

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成24年2月2日(2012.2.2)

【公表番号】特表2011-506721(P2011-506721A)

【公表日】平成23年3月3日(2011.3.3)

【年通号数】公開・登録公報2011-009

【出願番号】特願2010-538596(P2010-538596)

【国際特許分類】

C 09 D 175/04 (2006.01)

C 08 G 18/48 (2006.01)

C 08 G 18/79 (2006.01)

【F I】

C 09 D 175/04	
C 08 G 18/48	Z
C 08 G 18/79	A

【手続補正書】

【提出日】平成23年12月8日(2011.12.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数の官能基 F G を有する少なくとも 1 個の架橋剤 (A) と、前記架橋剤 (A) の官能基 F G に対して反応性の基を少なくとも 2 つ有する少なくとも 1 個の結合剤 (B) とを含む被覆材料であって、

前記官能基 F G は、イソシアネート基 (-NCO) であり、

前記架橋剤は、

架橋剤中に含まれている官能基 F G のうちの 10 % 以下が結合している少なくとも 1 個のスペーサと、

前記スペーサの末端に配置された少なくとも 2 個の頭部基とから構成され、

前記スペーサを形成する原子および原子団のうちの少なくとも 80 % が、非環式構造体の構成要素であり、

前記スペーサは、単結合によって互いに連結され、それぞれ互いに独立して、-CH₂-、-CH₂R³-、-CR³R⁴-、-C(=O)-、-O-、-NH-、および-NR³-からなる群から選択される、少なくとも 50 個の原子および原子団から構成され、

スペーサの 10 個以下の結合が、多重結合および/または環系の一部であり、

R³ および R⁴ は互いに独立して、C₁ ~ C₁₈ アルキル、C₆ ~ C₁₂ アリール、または C₅ ~ C₁₂ シクロアルキルであり、

前記頭部基は、

それぞれ少なくとも 2 個の官能基 F G を有し、

前記架橋剤 (A) 中の官能基 F G の密度は、少なくとも 2 mol/kg である、
被覆材料。

【請求項2】

前記スペーサが、少なくとも 50 個であり最大 2000 個の原子および原子団を含むことを特徴とする、請求項 1 に記載の被覆材料。

【請求項3】

前記架橋剤(A)中の頭部単位上の官能基 F G の数が 2 ~ 10 個であることを特徴とする、請求項 1 又は 2 に記載の被覆材料。

【請求項 4】

前記架橋剤(A)中の官能基の密度が 3 ~ 6 mol / kg であることを特徴とする、請求項 1 から 3 までのいずれか一項に記載の被覆材料。

【請求項 5】

架橋剤(A)1 個当たりの頭部基の平均数が 2 ~ 5 個であることを特徴とする、請求項 1 から 4 までのいずれか一項に記載の被覆材料。

【請求項 6】

前記スペーサが、分子量 700 ~ 4500 を有するポリ THF から誘導されていることを特徴とする、請求項 1 から 5 までのいずれか一項に記載の被覆材料。

【請求項 7】

前記頭部基が、イソシアヌレート基を含有するポリイソシアネートから誘導されていることを特徴とする、請求項 1 から 6 までのいずれか一項に記載の被覆材料。

【請求項 8】

前記頭部基が、超分岐ポリイソシアネートから誘導されていることを特徴とする、請求項 1 から 8 までのいずれか一項に記載の被覆材料。

【請求項 9】

前記ポリイソシアネートが、1,6-ヘキサメチレンジイソシアネートおよび / またはイソホロンジイソシアネートから形成されることを特徴とする、請求項 7 又は 8 に記載の被覆材料。

【請求項 10】

前記被覆材料から形成される被覆の硬度と可撓性および / または 引っかき抵抗性とを向上させるための、請求項 1 から 9 までのいずれか一項に記載の架橋剤(A)の前記被覆材料中の使用。

【請求項 11】

前記被覆の硬度と可撓性および / または 引っかき抵抗性とを向上させる方法において、被覆を生じる前記被覆材料と、請求項 1 から 9 までのいずれか一項に記載の少なくとも 1 個の架橋剤(A)とを混合することを特徴とする、前記方法。